

《参考資料》

素案の作成に係る主な用語の定義

運営・調整委員会で検討した「市民」、「市」及び「協働」の定義については、以下のとおりです。なお、素案を作成する段階で不都合が生じた場合は、再度、運営・調整委員会で検討します。

【市民の定義】

考えられるパターン

- ①市内に住所を有する者（住民）
- ②市内に居住する者
- ③市内で就業する者
- ④市内で就学する者
- ⑤市内に事務所を有する法人その他の団体
- ⑥市内で活動する法人その他の団体
- ⑦市内で活動する者
- ⑧利害関係を有する人や団体
- ⑨納税者

素案の検討では、①から⑦までを「市民」とする。

例：市民　本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。（川崎市）

【市の定義】

考えられるパターン

- ①市民+議会+執行機関
- ②住民+議会+執行機関
- ③議会+執行機関
- ④執行機関

素案の検討では、③を「市」とする。

例：市　市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。（篠山市）

【協働】とは

(「(仮称)越谷市自治基本条例」制定基本方針より)

市民と行政が共通の目的(例えばまちづくり)を実現するために、それぞれの資源やノウハウを持ち寄り、お互いの役割と責任を明確にしたうえで、対等な立場で活動することであり、市民参加の最も進んだ形態。

素案の検討では、行政に議会を含める。

☆「市の責務」を規定している越谷市の条例(市を執行機関の意味で使用)

- 越谷市男女共同参画推進条例
- 越谷市まちをきれいにする条例
- 越谷市路上喫煙の防止に関する条例
- 越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例
- 越谷市浄化槽の維持管理に関する条例
- 越谷市民の消費生活を守る条例
- 越谷市まちの整備に関する条例
- 越谷市環境条例

☆市民の定義をしている越谷市の条例

- 越谷市男女共同参画推進条例
「市民」 市内において、住み、働き、学び、又は活動する個人や団体をいう。
- 越谷市安全で安心な防犯のまちづくり条例
「市民」 市内に居住し、又は滞在する者をいう。
「市民等」 市民、自治会等、事業者及び土地建物所有者等をいう
- 越谷市まちをきれいにする条例
「市民等」 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- 越谷市路上喫煙の防止に関する条例
「市民等」 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。